

令和5年度大阪府立学校実習教員 採用選考受験案内

大阪府教育委員会

この採用選考は、大阪府立の高等学校及び支援学校に勤務する実習教員（※）を採用するために実施するものです。

※「実習教員」とは、学校教育法に規定する「実習助手」の大阪府教育委員会における呼称です。

1 受験資格

- ・昭和57年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ※学歴及び日本国籍の有無は問いません。
- ・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者（2～3頁参照）
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者（3頁参照）

2 職務内容

大阪府立の高等学校における理科実験、家庭科実習等に関する業務又は大阪府立の支援学校における自立活動、日常生活訓練等に関する業務（支援学校については、医療・福祉関係の知識や技能、障がい者介護の経験などが活かせる業務です。）

3 採用予定者数 46名程度

4 受験の手続き

出願は、電子申請（インターネット）で受け付けします。

ホームページアドレス	大阪府立学校実習教員採用選考のホームページ URL https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/jissyuukyoubin/index.html
受付期間	令和4年7月20日（水）午前10時から令和4年8月19日（金）午後6時まで ・受験申込期限の直前はシステムが混み合うおそれがありますので、時間に余裕を持って手続きしてください。 ・ID番号等は、各自その都度、必ず記録してください。

5 受験票の交付

上記4に記載のホームページからPDF形式のファイルをダウンロードしていただけます。

（後日、出願された方へダウンロードができることをお知らせする電子メールを送信します。）

受験票に会場等を記載しますので、必ず確認してください。

（注）令和4年9月21日（水）までに受験票がダウンロードできない場合は、受験番号、受験会場を大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 採用グループ（電話 06-6944-6895、FAX 06-6944-6897）に問い合わせてください。

6 選考日時・会場

区分	選考科目	試験日	会場
第1次選考	教養考査 （択一式）	令和4年9月25日（日） 午前9時30分集合 （選考終了予定 午後1時30分頃）	大阪府立の高等学校 （受験票に記載して通知します。テスト会場の希望・変更はできません。）
第2次選考	作文考査 面接考査	令和4年10月31日（月）～11月4日（金）のいずれか1日を指定します。 （会場等の詳細については、第1次選考合格者に別途通知します。）	

（注1）第1次選考日は、必ず受験票、鉛筆（HB又はB）、消しゴム、結果通知書返信用封筒（長形3号封筒（12cm×23.5cm）に送付先住所・氏名を明記し、84円分の切手を貼り付けしたもの。）を持参してください。

（注2）第2次選考作文考査は、第1次選考教養考査に引き続き実施します。作文考査の採点は、第1次選考合格者のみ行います。
なお、第2次選考作文考査を棄権した場合、第1次選考を棄権したものと扱います。

7 選考科目

区分	選考科目	時間	内容
第1次選考	教養考査 （択一式） 45題	110分	日本史、世界史、地理、物理、生物、化学、地学、国語、数学、政治・経済、社会一般（人権関係等含む。）、文章理解（現代文、英文）、判断推理、数的推理、資料解釈 ※下線の8分野について選択して解答する方式です。 ただし、少なくとも5分野を選択する必要があります。
第2次選考	作文考査	60分	身近な問題について出題します。
	面接考査		個人面接により行います。

8 合格者の決定

最終合格者については、第1次選考及び第2次選考の結果を総合的に判定し、決定します。

※選考科目には合格基準を定めているものがあり、それらの選考科目で一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の得点に関わらず不合格とします。

9 選考結果の発表

区分	発表日(予定)	発表方法
第1次選考	令和4年10月14日(金)	【本人通知】 有効受験者全員に郵便で可否を通知します。
第2次選考	令和4年11月18日(金)	【インターネット】 合格者の受験番号を、上記4に記載のホームページに午前10時(予定)に掲載します。

※第1次選考及び第2次選考の不合格者(欠席した者を除く。)には、結果通知書に選考結果と成績を記載して送付します。

10 採用

第2次選考合格者は、令和5年4月に採用予定ですが、欠員状況等により令和5年度途中になる場合があります。

受験資格を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合には、合格を取り消す場合があります。

11 勤務の条件等

- (1) 採用者は、大阪府立の高等学校又は支援学校において、実習教員としての勤務となります。勤務時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、勤務する学校によって若干異なる場合があります。
- (2) 初任給は、令和4年4月1日採用者で年齢18歳、高等学校等卒業の場合、月額約193,700円です。月額は、給料、教職調整額(給料の4%)、地域手当(給料+教職調整額の11.8%)及び義務教育等教員特別手当の合計額です。(月額は、人事委員会勧告等を踏まえ変更される場合があります。)また、経歴その他に応じて一定の基準により加算されます。なお、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。

12 注意事項

- (1) 印刷した受験票は、写真を貼り付けし、署名又は記名のうえ、選考会場に持参してください。
- (2) 「年齢」は、令和5年3月31日現在の年齢を入力してください。
- (3) 出願後、内容の変更はできません。
- (4) 結果通知書返信用封筒には、住所・氏名を記入し、84円分の切手を貼り付けしてください。なお、住所はマンション名、〇〇方等詳しく記入してください。
- (5) 選考会場への電話照会は厳禁とします。
- (6) 受験に際して配慮(車いすの使用、点字・拡大文字による受験等)が必要な場合は、出願の際に希望する配慮内容を入力してください。
- (7) 選考会場への自動車(二輪車を含む。)、自転車の乗り入れや選考会場周辺での駐車は禁止します。(ただし、自動車でなければ選考会場に行くことができない者で、出願の際、駐車場を必要とする旨を入力し、大阪府教育庁より承諾を得ている場合は除きます。)
- (8) 電卓等の計算機やスマートウォッチ、計算機能の付いた時計の使用はできません。また、携帯電話等は時計代わりとしても使用できません。
- (9) 携帯電話や録画・録音機器など、テストでの携行を指定していない機器を試験中に使用し、又は身に付けていることが判明した場合は、受験を無効とします。
- (10) 台風などの非常災害や人身事故等による交通途絶に、又は新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、やむを得ず選考日程等を変更する場合は、ホームページでお知らせします。

大阪府立学校実習教員採用選考のホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/jissyuukyoin/index.html>)

- (11) この採用選考とは別に実施する、①「令和5年度大阪府公立義務教育諸学校事務職員採用選考」、②「令和5年度障がい者を対象とした大阪府公立義務教育諸学校事務職員採用選考」、③「令和5年度障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考」は、同じ日に実施します。このため、この採用選考と①～③のいずれかの採用選考とを複数出願することはできません。

参考1

[地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条]

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

[学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第9条]

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

[地方公務員法 附則 (平成11年12月8日法律第151号) 第3条]

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

[学校教育法 附則 (平成11年12月8日法律第151号) 第3条]

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

[民法の一部を改正する法律 附則(平成11年法律第149号)第3条]

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神薄弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

参考2：令和4年度 大阪府立学校実習教員採用選考

	第1次受験者数	第1次合格者数	最終合格者数	倍率
結 果	177人	150人	52人	3.4倍

〈お問合せ先〉 府民お問合せセンター「ピピっとライン」 電話 06-6910-8001

FAX 06-6910-8005

(平日 午前9時から午後6時まで 土日祝日休み)